

青森県総合計画審議会運営方針（案）

次期青森県基本計画（仮称）（以下「次期基本計画」という。）の策定に係る青森県総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営については、次に定めるところによる。

（策定委員会及び部会の設置）

第1 「生活創造推進プラン（平成16年12月策定）」の総合フォローアップ及び次期基本計画の原案策定に係る調査審議を行うため、審議会に次期青森県基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

2 策定委員会に次に掲げる部会を設置し、個別分野を調査審議する。

	部会名	分野
次期青森県基本計画策定委員会	教育、人づくり部会	教育、人づくり、文化、スポーツ、社会活動その他関係する分野
	産業・雇用部会	産業・雇用その他関係する分野
	安全・安心、健康部会	防犯、防災、生活環境、医療、保健、福祉その他関係する分野
	環境部会	環境、エネルギーその他関係する分野

3 策定委員会は、調査審議した内容を総括し、随時その内容を審議会に報告する。

4 策定委員会及び部会の委員は、審議会会長が決定する。

（委員長、委員長代理及び部会長）

第2 策定委員会に委員長及び委員長代理を置く。

2 委員長は、策定委員会を総括する。

3 委員長代理は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

4 部会に部会長を置く。

5 部会長は、部会を総括する。

6 委員長、委員長代理及び部会長は、審議会会長が決定する。

（策定委員会幹事会）

第3 部会間の連携、調整を行うため、策定委員会に幹事会を設置する。

2 幹事会は、委員長、委員長代理、各部会の部会長をもって組織する。

3 幹事会の議長は、委員長をもって充てる。委員長に事故あるとき又は不在のときは、委員長代理が職務を代理する。

（策定委員会及び部会の庶務）

第4 策定委員会及び部会の庶務は、青森県企画政策部企画課において処理する。

（その他の事項）

第5 この方針に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会会長が別に定める。

(青森県総合計画審議会運営方針第5関係)

次期基本計画地域別計画について

次期基本計画地域別計画については、県内6区域の地域県民局ごとに設置される地域別計画検討委員会が調査審議した内容を、策定委員会において総括し、審議会に報告するものとする。